

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和5年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は5(不)1号の1件で、新規に申し立てられたものである。

不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
係 属	前年からの繰越		0	1	2	0	0	
	新 規 申 立		2	1	0	0	1	
	計		2	2	2	0	1	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
			一部	0	0	1	0	0
		棄 却		0	0	1	0	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		0	0	0	0	0
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		1	0	0	0	0
	計		1	0	2	0	0	
	終結事件の平均処理日数(日)			83	—	530	—	—

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為取扱事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	被申立人	上部 団体	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
5 (不) 1	Xユニオン	株式会社Y	無	製造業(食料品 製造業)	不利益取扱い	1号 4号	5.9.21 —	—	5.11.30 (1) — (一) —	—	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	-	0	0	0	0	0
5年新規分	不当労働行為	0	0	0	1	1
	法人登記	0	0	0	0	
	委員推薦	0	0	0	0	
	労働者供給事業	0	0	0	0	
合計		0	0	0	1	1

4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は地方公営企業等の職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者、すなわち労働組合に加入することができない者の範囲を認定し、これを告示することとなっている。

令和5年中に行った認定・告示は2件である。

認定番号	認定年月日	告示年月日	地方公営企業等名	勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	備考
1	5.6.28	5.7.11	島田市立総合医療センター	島田市立総合医療センター 診療部 医療情報部 診療技術部 薬剤部 看護部 事務部 地域医療支援センター 医療安全管理室 感染管理室	顧問、院長、副院長 第一～第三診療部長、各診療科の部長、医長、副医長 部長、室長、室長補佐 部長、室長、室長補佐、技師長、技師長補佐 部長、局長、局長補佐、室長、室長補佐 部長、副部長、看護師長 部長、次長、課長、参事、課長補佐、室長、室長補佐、経営企画課企画広報係長、経営企画課経営係長、経営企画課企画広報係主査、病院総務課総務係長、病院総務課職員係長、病院総務課施設係長、病院総務課総務係及び職員係の人事・給与担当の主査及び主事 部長、室長、室長補佐 部長、副部長、室長補佐 部長、副部長	組織改正に伴う変更
2	5.12.6	5.12.15	静岡市上下水道局	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課 上下水道経営課	局長、局次長、部長、理事、参与、課長、水道事務所長、下水道事務所長、担当課長、参事 課長補佐 総務・調整係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査 課長補佐 水道経理係の係長、副主幹、主査 下水道経理係の係長、副主幹、主査	変更労働協約の締結に伴う変更